

# JASSO事業の取組状況と今後の展開

政策企画委員会(第15回)資料  
(平成25年1月16日開催)

I. JASSOの運営状況等	3
II. 奨学金貸与事業	7
III. 留学生支援事業	19
IV. 学生生活支援事業	25
V. 「機構の在り方に関する有識者検討会」 報告書における記載事項と対応	30

## JASSOを取り巻く状況

- 日本国内経済は、依然として停滞した状況にあるものの、大卒就職率は持ち直しを見せ、63.9%（前年度比2.3ポイント上昇）（※1）となった。しかしながら、このうち3.9%が「正規の職員等でない者」となっており、大学卒業者全体の22.9%（12万8千人）が安定的な雇用に就いていないことが明らかとなった。他方、平成25年3月卒の高校新卒者の求人数はピーク時（約152万3千人、平成4年）の1割にも満たない（約14万6千人）（※2）ことから、高等教育進学率は引き続き高い水準で推移していくものと予想される。
- しかし、在学中の学生の生活も楽ではない。学生が経済的に厳しく、学生生活を送る上で様々な問題を抱えていることが浮かび上がっている。平成20年度と22年度に行われた学生生活調査を比較すると、親からの仕送り（4.2ポイント減）や、アルバイト収入（0.9ポイント減）が減少する一方で、奨学金の額は大幅に増加（5ポイント増）しており、前者の減少分を後者が埋め合わせをしている構図が見て取れる。全体の収入は9.6ポイント減少しており、高止まりしている授業料を、食費や娯楽費等の生活費を切り詰めてやりくりしている実態が浮き彫りとなった（※3）。こうした結果は、学生の進学先として、経済的負担の少ない地元や国公立大学を志向する傾向が高まっていることや、大学に寄せられる学生相談で「進路・就職」や「経済的問題」が増えている（※4）ことにも表れている。
- 学生の学修時間確保の必要性を提言した中教審答申（※5）のとりまとめ過程で行われたパブリックコメントにおいて、「授業料の支払いや生活費を賄うためにアルバイトをせざるを得ない学生も多く、授業への出席や学修時間に影響がある」「アルバイト無しでは大学の学修を続けられない学生に学修条件を保障して勉学に専念できるようにすることが不可欠」といった声が寄せられていることも、学生の経済状況についての問題の深刻さを伺わせる。
- 外国人留学生数は震災後、依然として減少している。留学予備軍とも言うべき日本語教育機関の学生数は震災後、減少が続いていることから、しばらくはこの傾向が続くものと予想される。一方、出身国別の留学生数に目を転じると、多くの国からの留学生が減少している中で、留学生数・日本語教育機関の在籍数共に、ベトナムやネパール、ミャンマーからの留学生数がここ数年、堅調な伸びを見せている（※6）ことには注視する必要がある。
- このほか、大学を巡っては、秋入学や大学のグローバル化、大学の質の向上といった議論が社会全体を巻き込んで活発に行われており引き続き注視が必要である。他方、昨年1月の閣議決定「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を受け文部科学省に設置された「日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」において、半年近くにわたる議論が行われた結果、同年9月に報告書がとりまとめられた。機構としては、報告書の記載事項を踏まえつつ、上述のような学生をとりまく環境の変化に応じたきめ細かい支援策を講じることが求められる。

（※1）文部科学省「平成24年度学校基本調査（確定値）」 （※2）厚生労働省「平成24年度『高校・中学新卒者の求人・求職状況』取りまとめ」

（※3）日本学生支援機構「平成22年度学生生活調査」 （※4）日本学生支援機構「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援取組状況に関する調査（平成22年度）」

（※5）中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」 （※6）日本学生支援機構「平成23年度外国人留学生在籍状況調査結果」

日本語教育振興協会「日本語教育機関の調査・統計データ」

# I . JASSOの運営状況等

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与。(日本学生支援機構法第3条)

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

## 奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助

## 学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

## 留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

# 日本学生支援機構の予算の内訳(平成24年度予算)

## ■日本学生支援機構 事業予算(平成24年度)

### ●奨学金貸与事業関係 1兆1,790億円

奨学金貸与事業、返還免除等補填金・利子補給金、高等学校等奨学金事業交付金、奨学金貸与事業に係る経費

### ●留学生支援事業関係 134億円

私費外国人留学生学習奨励費給付事業、留学交流支援事業費補助金、留学生交流事業、受託事業

### ●学生生活支援事業関係 1億円

学生支援業務関連研修及び情報等収集提供、学生の修学環境整備のための調査研究

### ●その他 58億円

人件費、一般管理費

(参考) 一般会計からの支出額 1,471億円  
(うち運営費交付金 151億円)

## 学生が安心して学べる環境の実現

### ★所得連動返還型無利子奨学金制度の創設

学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由により学業を断念することのないよう、低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入を得るまでの間は返還期限を猶予する「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を新設する学生支援を充実

### ★無利子奨学金の新規貸与者は制度創設(昭和18年)以来最大級の増員

- 大学等奨学金事業の充実
- 事業費総額1兆1,263億円(482億円増)

### ◇貸与人員133.9万人(6.7万人増)

- 無利子38.3万人(2.5万人増(新規増1.5万人(うち被災者枠0.65万人)、前年度までの新規増分の進級に伴う増1万人))
- 有利子95.6万人(4.2万人増)

## 世界に雄飛する人材の育成

### ★世界に雄飛する人材を育成するため学生の海外派遣の数を拡充 留学生短期受入れと日本人学生の海外派遣を一体とした交流事業(派遣) 21億円

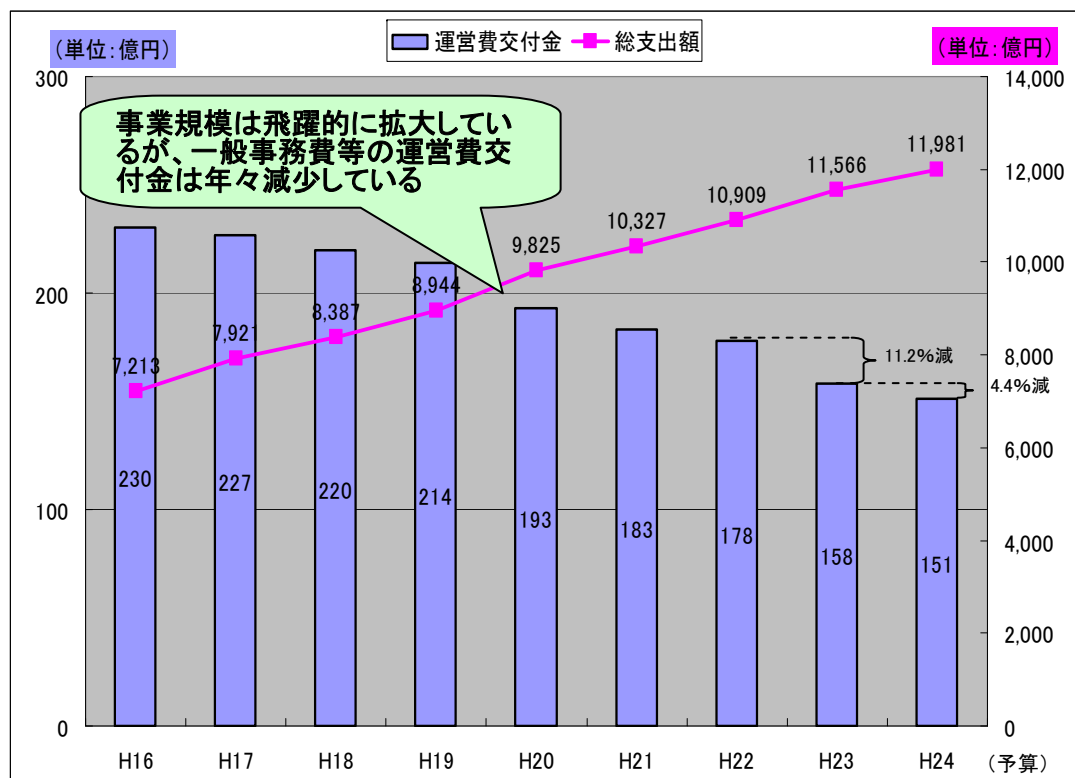
- 長期派遣(1年以上):100人→200人(100人増)
- 短期派遣(3ヵ月~1年):760人→2,280人(1,520人増)

# 日本学生支援機構の予算と人員数

## ポイント

- 奨学金事業等の拡大に伴い、事業規模が拡大(平成16年度比で1.7倍)しているが、事業の実施に不可欠な事務経費である運営費交付金は毎年減少(平成16年度比で3割以上減少)
- さらに効率的な運営を図るため第2期中期目標に従い職員数を削減

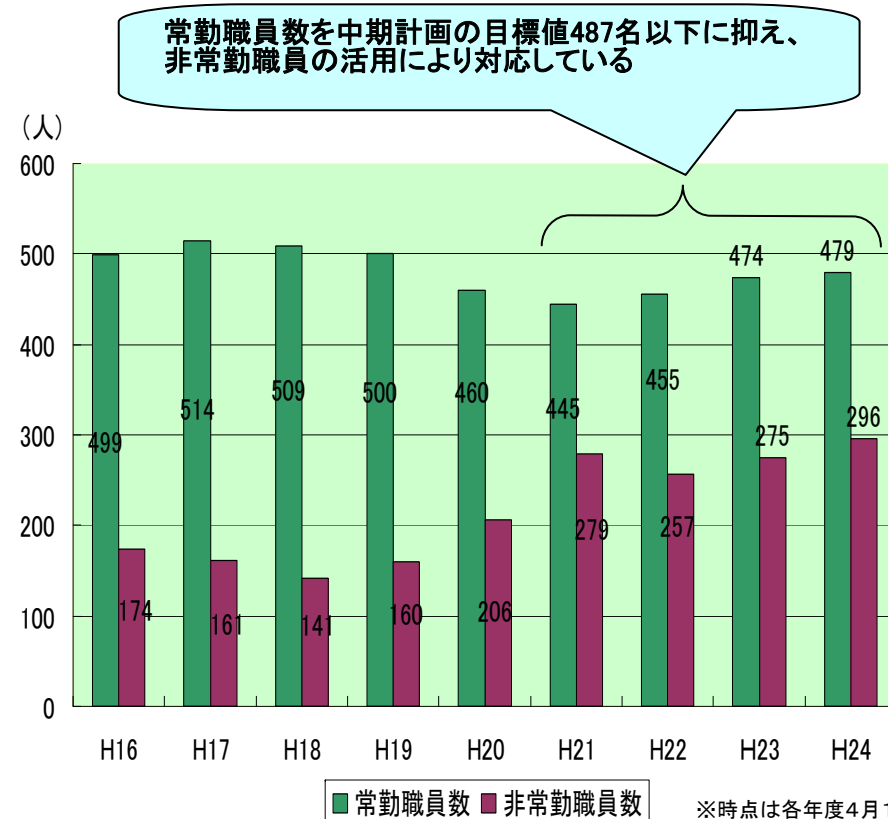
○運営費交付金等の推移(平成16年～24年度)



第1期中期目標期間

第2期中期目標期間(平成25年度まで)

○常勤職員数等の推移(平成16年～24年)



※時点は各年度4月1日

## Ⅱ. 奨学金貸与事業



# 奨学金の種類

区分	第一種奨学金(無利息)		第二種奨学金(利息付)
		(所得連動返還型)	
対象学種	大学・短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程	左のうち 大学院を除く学種	大学・短大、大学院、高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程
貸与月額	学生が選択(高い月額、低い月額) ※私大・自宅外通学の場合 高い月額:64,000円、低い月額:30,000円	同左	学生が選択 ※大学の場合、3、5、8、10、12万円から選択
貸与基準 (大学)	学力	①高校成績が3.5以上(1年生) 又は ②大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 又は ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 又は ③勉学意欲のある学生
	家計	955万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安	300万円以下 1,207万円以下 ※私大・自宅通学・4人世帯で主たる家計支持者が給与所得者の場合の目安
返還方法	卒業後20年以内 ※経済困難等による返還猶予制度(5年間)	卒業後20年以内 ※卒業後、一定額の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予	卒業後20年以内の元利均等返還
返還利率・返還利息	—	—	上限金利3%(在学中は無利息) 利率固定方式:0.98% 利率見直し方式:0.20% [平成24年12月現在]

## 所得連動返還型無利子奨学金制度の概要

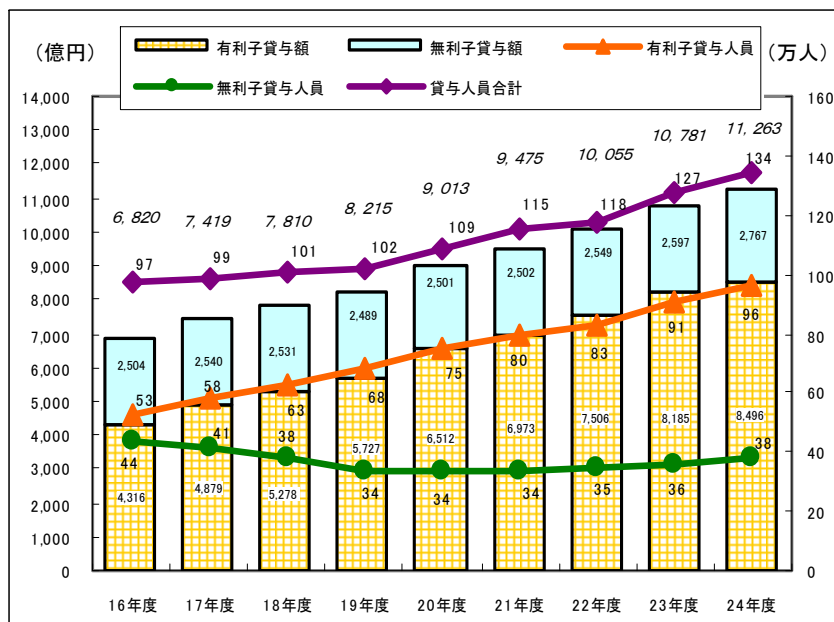
- 対象：無利子(第一種)奨学金の貸与基準を満たす者のうち、家計の厳しい学生等(給与所得世帯の年収300万円以下相当)(大学院を除く)
- 猶予期間：卒業後、奨学金の貸与を受けた本人が一定の収入(年収300万円)に達しない期間は、本人からの申請により返還期限を猶予(毎年申請が必要)
- 運用開始時期：平成24年4月(平成24年度採用者から適用)

# 奨学金貸与の状況

## 奨学金をとりまく状況

- 第一種、第二種奨学金の当初予算額及び貸与人数が年々拡大。特に第二種奨学金が飛躍的に拡大
- 学生生活費に占める家庭からの給付額が年々減少傾向であるのに対し、奨学金の割合が増加
- 授業料や学校納付金が高止まりしている一方で、近年の厳しい経済状況を背景とした家計所得の減少等を鑑みれば、経済的支援を必要とする学生等は引き続き増加していくことが想定

### ○奨学金事業予算等の推移



※1 上記は、日本学生支援機構実施分のみであり、平成17年度から順次都道府県に移管した高等学校等奨学金事業交付金は含まない。

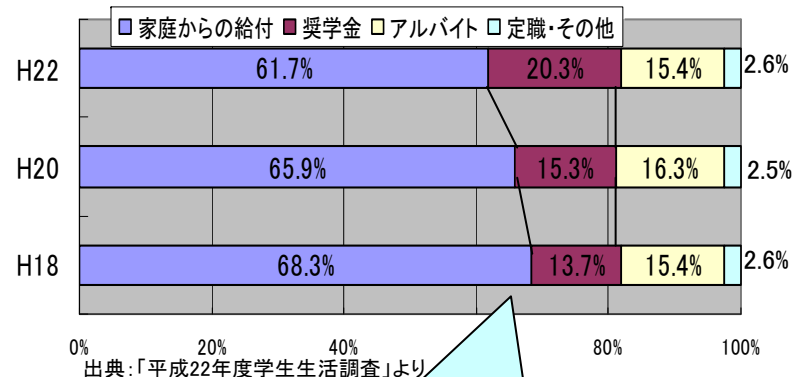
※2 上記は当初予算である。

### ○全学生数に対する貸与率

学種	貸与率 (%)
大学	37.3
大学院	39.7
高等専門学校	12.3
専修学校 専門課程	34.0
計	36.6

(注) 貸与率は平成23年度貸与人数(実績) / 平成23年度学生数(実員)

### ○大学昼間部学生の収入額内訳



学生生活費に占める奨学金の割合が年々増加傾向

### ○大学の区別新規採用者数

大学区分	平成23年度 (単位: 人)	
	第一種	第二種
国公立大学	26,778	41,791
私立大学	54,814	169,946
公立短大	714	1,293
私立短大	5,827	22,141
通信	142	—
合計	88,275	235,171

### (参考) 報告書の記載

- ◆ 予見性を高める観点から、予約採用の割合を増やしていくことも重要
- ◆ 給付型奨学金の導入や返還免除の拡大には国民の意見を踏まえながら在り方について検討を進めるべき

※第1WG報告書8頁参照

# 日本学生支援機構の奨学金事業と教育ローンとの比較

## ポイント

- 貸与に当たっては、教育的配慮（無資力の学生に貸与・適格認定・在学中の利息免除[第二種奨学金]・業績による返還免除[大学院第一種奨学金]等）がなされている
- 返還に当たっては、返還免除制度や、奨学生本人の経済状況等に応じた減額返還、返還期限猶予等の仕組みを設定。一般金融機関とは異なり、効率性・経済性にはなじまない側面を有している

区分	奨学金貸与事業(教育支援)	国の教育ローン(金融)	教育ローン(金融)
実施機関	(独)日本学生支援機構	(株)日本政策金融公庫	(株)三菱東京UFJ銀行
目的	教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、学生本人に対して学資の貸与を行う。	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般等の資金調達を支援するため、保護者又は学生本人(社会人等のみ)に対して、主に入学時の費用を一括して融資する。	入学または進学の際に一度にまとめて必要となる資金需要に応えるため、保護者又は学生本人(社会人のみ)に対して教育資金を融資する。
貸付対象	学生本人(無資力)	保護者(独立して生計を維持している場合のみ学生本人)	保護者又は学生本人(社会人のみ)
貸与基準	○学力、家計〔家計支持者(世帯)の収入〕 【無利子】955万円程度 【有利子】1,207万円程度 ・低所得者に優先的に貸与 ・貸与期間中の「適格認定」(大学等との連携)	○家計〔世帯の年収〕 890万円以下(給与所得者・子供2人) (審査により融資を断られることがある)	○家計〔一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力〕 (審査により融資を断られることがある)
金額	【無利子】月額3万円, 5.4万円から選択(私立大学自宅通学の場合) 【有利子】月額3, 5, 8, 10, 12万円から選択(大学等の場合)	一時金として300万円以内	10万円以上500万円以内
利息	【有利子(在学中は無利息)】 利率固定方式 0.98% 利率見直し方式(概ね5年毎) 0.20% (H24年8月現在、財政融資資金借入利率に連動して毎月決定) いずれの方式も上限3%	変動利率 : 2.65%(H24年8月現在)	変動利率 : 2.475%(H24年8月現在)
返済期間	卒業後20年以内(在学中は返還猶予)	15年以内(在学中は利子のみの返済とすることが可能)	10年以内(在学中は利子のみの返済とすることが可能)

# 奨学金貸与期間中の「適格認定」について

## ポイント

- 適格認定制度は、奨学金事業の教育施策としての本質を支える重要な仕組み
- 大学等によっては、適格認定を学生等の学習指導や、生活支援等の修学指導の機会として積極的に活用する例も見られる

【目的】 適格認定は、翌年度も継続して奨学金の貸与を希望する者等を対象として以下の①から④に掲げることを目的に、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かを認定するもの。

① 適格認定を受けることを通じて奨学金の必要性を自ら判断させる。② 奨学生としての自覚を促す。③ 有意義で充実した学生生活を送ることができるようにする。④ 「貸与額通知書」により奨学金貸与額及び将来の返還額を確認させる。

【実施方法】 日本学生支援機構が定めた基準に基づき、奨学生の在学する学校長が12月～3月頃に実施し、機構に報告。機構は、当該学校長からの報告に基づき、奨学生に対してとるべき処置を決定し、必要に応じて処置結果を学校を通じて奨学生に通知。

【認定の基準】 1. 人物 2. 健康 3. 学業 4. 経済状況

## 適格認定「警告」認定実態調査の実施

- 財務省財政制度等審議会財政投融资分科会（平成23年12月）において適格認定の厳格な実施を指摘
- これを踏まえ、学校における認定内容等の実態を把握するため、本機構において、平成23年度適格認定における全ての「警告」認定者を対象とした実態調査（「警告」認定者の全件確認）（1万2千件）を実施

○適格認定実施結果（平成23年度）（単位：人）

	第一種奨学金	第二種奨学金	総数
継続	249,704	593,770	843,474
激励	6,538	29,548	36,086
警告	2,203	10,126	12,329
停止	2,472	9,715	12,187
廃止	1,945	8,901	10,846
処置者	13,158	58,290	71,448
審査対象者数	262,862	652,060	914,922
比率（%）	5.0%	8.9%	7.8%

## （参考）報告書の記載

- ◆ 奨学生に対する学業面での指導や奨学金のチェックが厳格に行われることは不可欠
- ◆ 引き続き大学等との連携により、一層の充実を図ることが重要

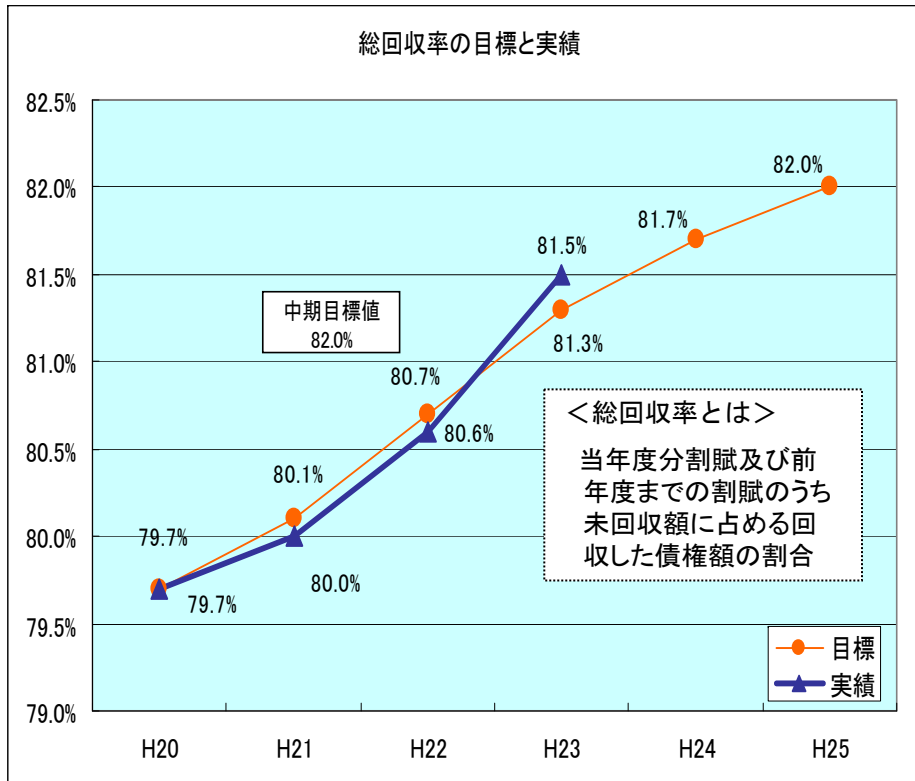
※第1WG報告書10頁参照

# 平成23年度の回収状況

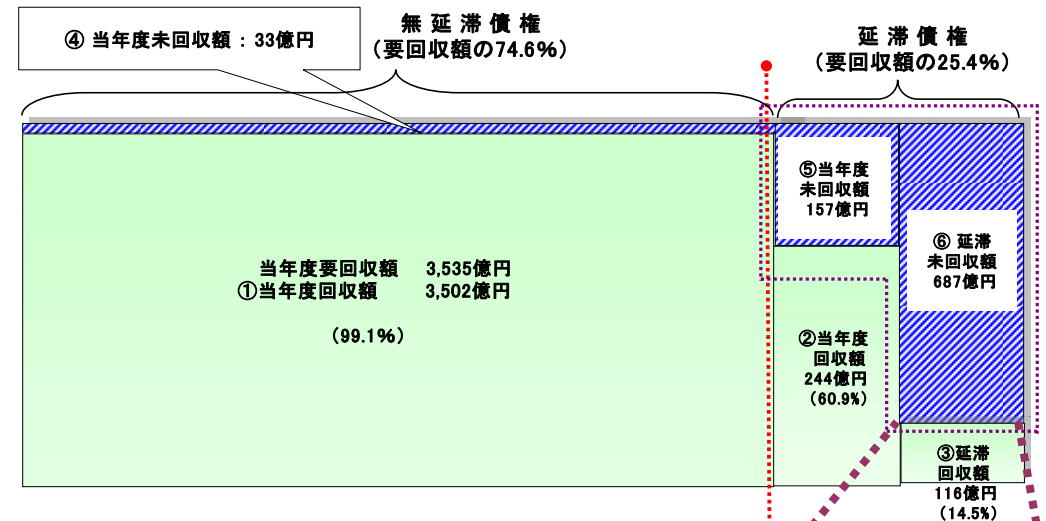
## ポイント

- 総回収率は第2期中期目標期間(平成21~25年度)の目標値82%以上に向けて年々上昇している状況
- 年度期首における無延滞債権の回収率は99%であるのに対し、延滞未回収額が毎年蓄積し、総回収率を引き下げている
- 機構の努力が明確に表され、かつ、民間の眼で見てもわかりやすい指標を併用すべき

## ○総回収率の推移

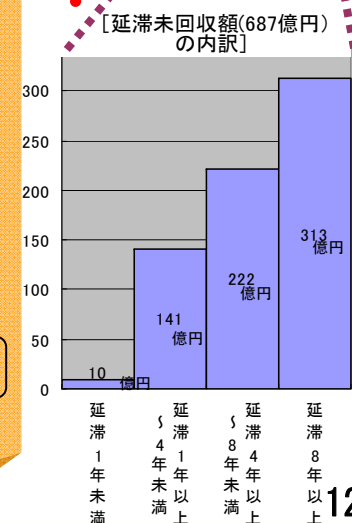


<参考> 新規返還者の回収率(平成23年度)  
96.7%

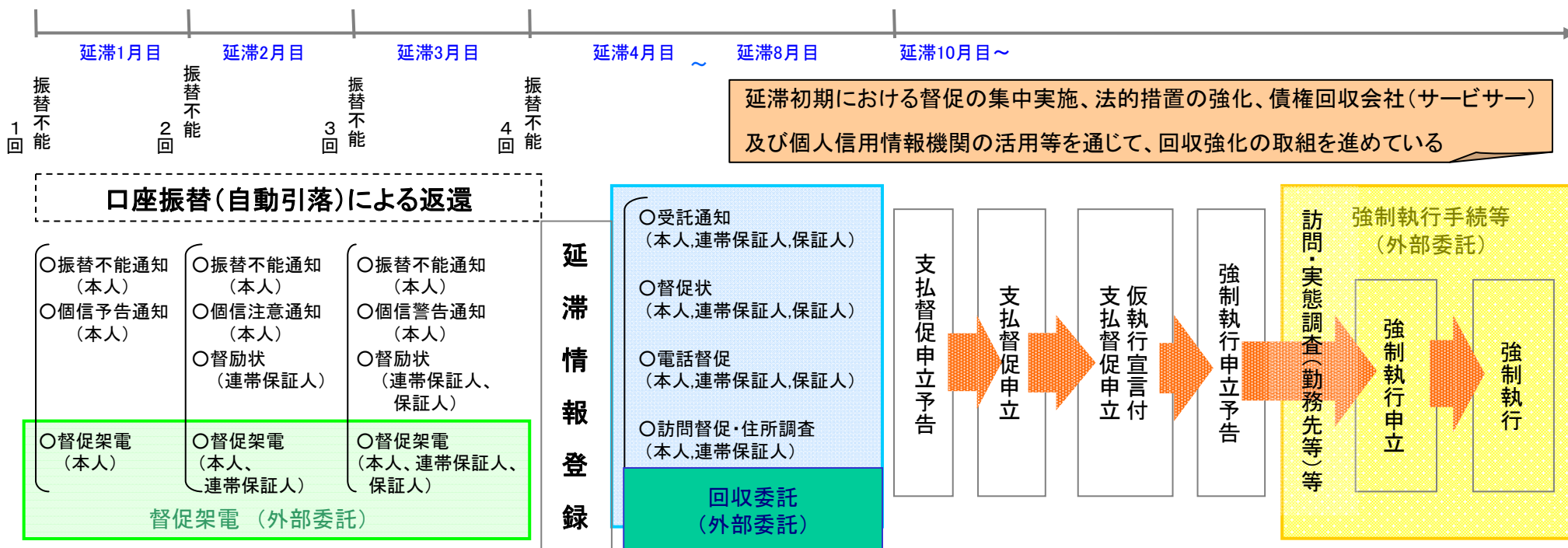


- 年度期首において延滞していない債権は99.1%回収している  $\left(\frac{①}{①+④}\right)$
- 年度期首において延滞している債権についても、当年度分要回収額の60.9%を回収。延滞の浅いものの回収進行を示す  $\left(\frac{②}{②+⑤}\right)$ 。しかし、延滞分要回収額は14.5%  $\left(\frac{③}{③+⑥}\right)$  の回収に止まっている
- 過年度の業績が反映している年度期首延滞額が総回収率を大きく引き下げ、81.5%となっている  $\left(\frac{①+②+③}{①\sim⑥の総数}\right)$

(注) 1. 区分は当該年度期首における状態である。  
2. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額で、返還期日到来分のみ。  
3. 要回収額及び回収額には、繰上返還額を含まない。  
4. ( )内の数値は回収率である。



# 回収促進に向けた取組について



## <延滞を防ぐための取組事例>

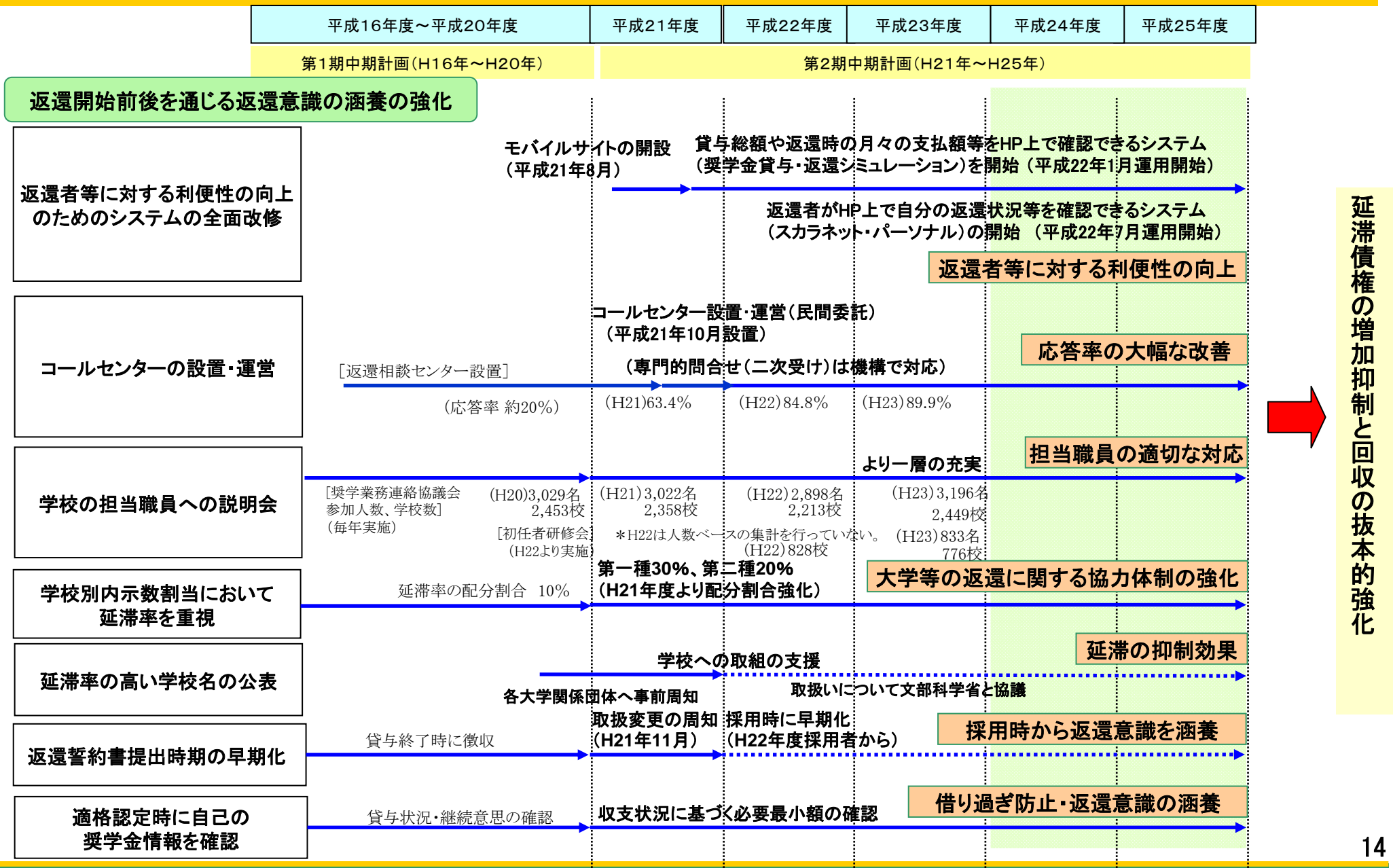
- 貸与段階では、採用時に返還誓約書を提出させるとともに、貸与中も毎年継続貸与の意思を確認し、返還意識を涵養。また、学校を通じた適格認定により奨学生としての適格性を毎年度確認
- 延滞者には、通知送付・督促架電・回収委託を初期段階で実施し、延滞の長期化を防止
- 経済困難等により返還が困難な者を対象に、減額返還制度や返還期限猶予制度を整備。各大学主催の返還説明会等で奨学生に説明しているほか、貸与開始時や終了時の文書やホームページなどでも周知を図っている
- 個人信用情報登録に同意している者が延滞した場合、延滞解消を求める文書を複数回送付するなど個信登録について注意喚起を実施
- 住所変更等の届出がなされていないことにより、本人等宛の督促文書が返戻となった場合、直ちに住所調査を行い住所情報を整備

## (参考)報告書の記載

- ◆ 民間の視点も取り入れながら不断の見直しを行う必要がある
- ◆ 債権回収の状況についても国民の理解を得る観点から、情報公開に努め、透明性の確保を図ることが重要

※第1WG報告書10頁参照

# 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(1/3)



# 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(2/3)

平成16年度～平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
---------------	--------	--------	--------	--------	--------

第1期中期計画(H16年～H20年)	第2期中期計画(H21年～H25年)				
--------------------	--------------------	--	--	--	--

**学校が行う返還説明会へ機構職員を派遣**

実施学校数 (H20) 281校  
派遣人数 延べ300名

より一層の充実

学生への返還意識の啓発を促進

(H21) 282校 延べ318名  
(H22) 293校 延べ324名  
(H23) 296校 延べ354名

**リレー口座への加入促進**

返還誓約書提出時に加入を義務付け

H22年3月満期者を対象として早期化(H21年12月)

確実な返還手段を早期に確保

新規返還開始者 (H20) 99.7%  
全体 89.9%

(H21) 100.0% 93.0%  
(H22) 99.8% 94.4%  
(H23) 99.8% 95.7%

**延滞者に対する早期の解消指導等の働きかけの強化**

**早期における督促の集中的実施**

延滞1～6ヶ月の者に督促を実施 (一部民間委託)

延滞1～3ヶ月の者に督促を実施 (一部民間委託)

督促の強化

**債権回収会社(サービサー)による回収の促進**

委託件数 (平成21年度: 50,526件、平成22年度: 32,107件、平成23年度: 45,439件(委託継続分を含む。))

初期延滞者(新規延滞4～8月)は全員実施(平成22年2月以降)

中・長期延滞者(延滞8年未満等)は段階的に実施

一部の者にH19年度まで試行的に実施

延滞状況毎の適切な対応

(H20) 9,011件 (H21) 56,844件 (H22) 87,838件 (H23) 115,735件

一部入金者に対する延滞解消までの管理・督促委託

**法的措置の強化**

H17年度末延滞1年以上 約14万件

(1年以内に入金した約4万件を除き) 約10万件を対象に集中的に実施

延滞9月以上になった者は全員実施  
既延滞者は計画的に全員実施

強制執行まで徹底した法的措置を実施

・中・長期延滞者については回収委託と組み合わせ、委託しても入金のない者  
・時効中断分

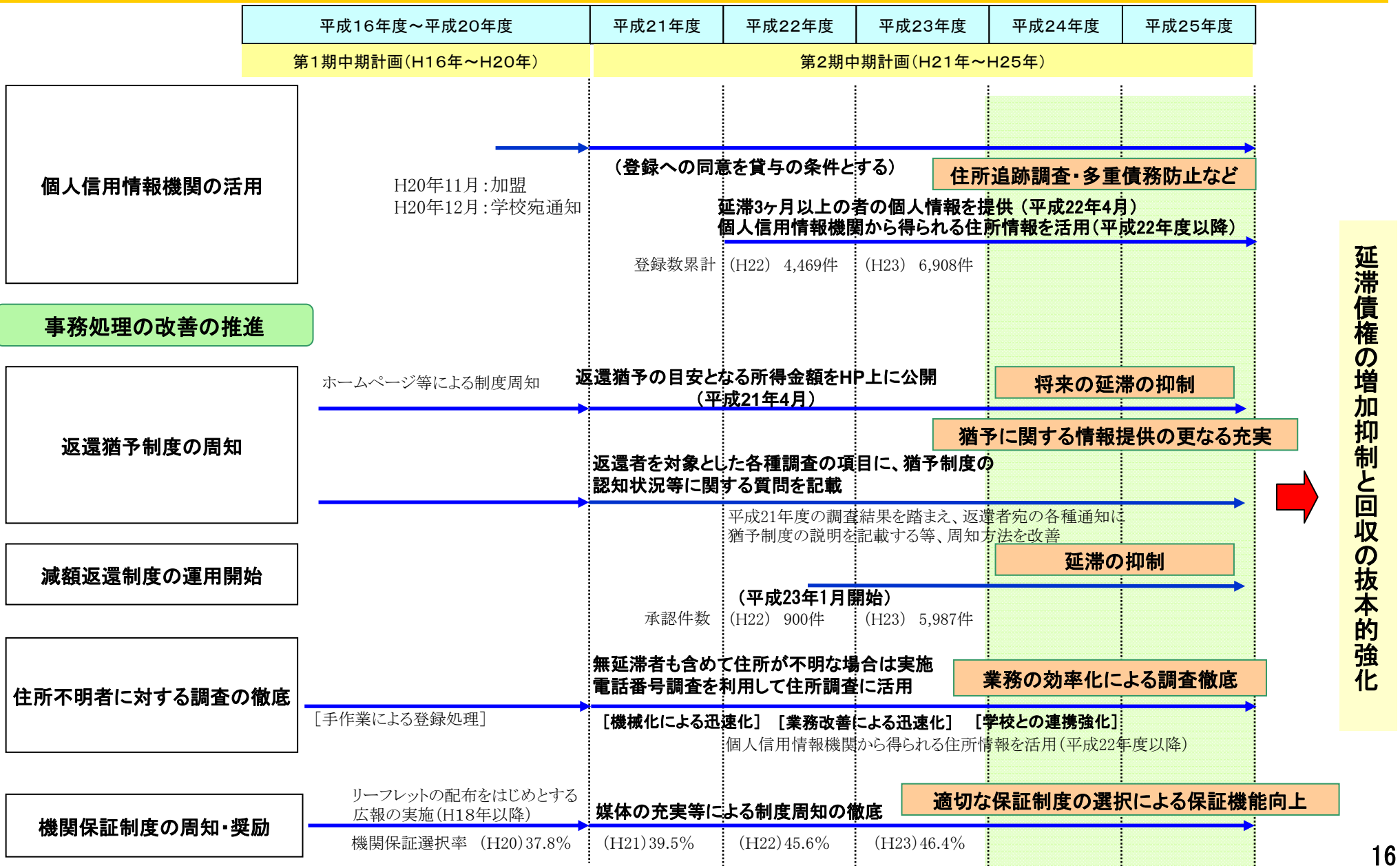
支払督促申立予告 (H20) 29,075件 (H21) 28,175件 (H22) 5,827件 (H23) 12,426件

延滞債権の増加抑制と回収の抜本的強化





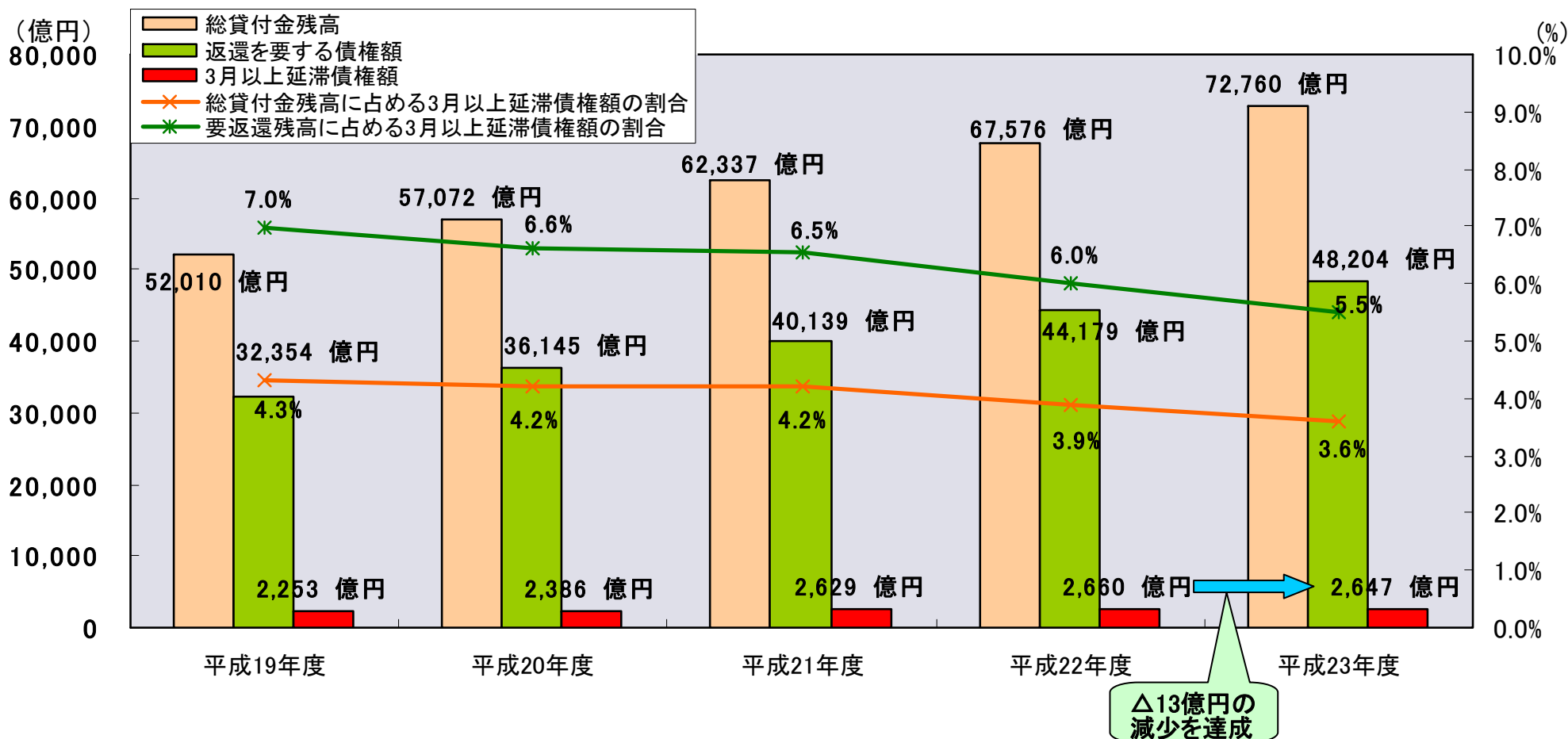
# 返還促進に係るこれまでの各種施策と今後(3/3)



# 総貸付金残高に占める延滞債権額（3月以上）の状況

## ポイント

- 総貸付金残高や返還を要する債権額は毎年増加しているが、これらに対する延滞債権額（3月以上）の割合は減少している
- 回収促進策の成果として、延滞債権額（3月以上）が平成23年度に初めて減少に転じた（2,660億円→2,647億円）



# 返還できない事情

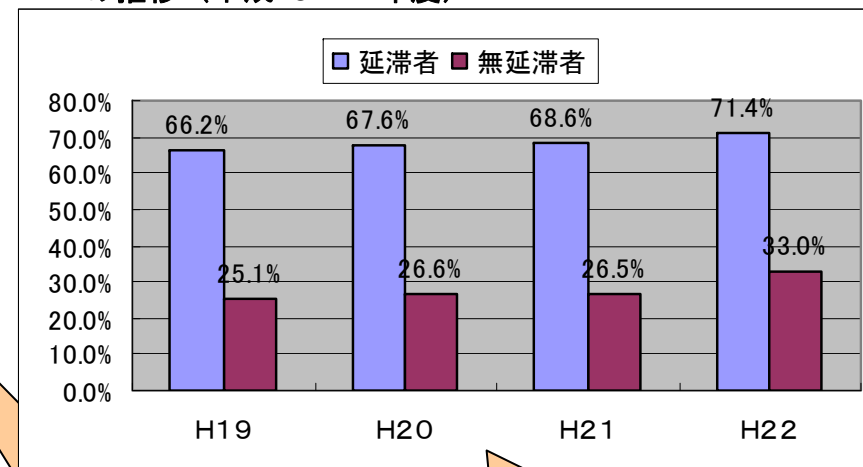
## ポイント

- 延滞の理由として、返還者本人の低所得を挙げる者がいずれの年度においても最も多い
- 貸与者の卒業後の雇用の不安定化・低所得化が今後も継続する場合、回収が困難になることも想定される

### ○ 延滞が継続している理由の推移（平成19～22年度）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
調査対象	調査時点(平成19年12月)において延滞6月以上の者	調査時点(平成20年12月)において延滞6月以上の者	調査時点(平成22年3月)において延滞6月以上の者	調査時点(平成22年12月)において延滞6月以上の者
発送件数	106,141件	111,399件	67,243件	89,555件
有効回答数	7,250件	6,517件	3,553件	3,956件
有効回答率	6.8%	5.9%	5.3%	4.4%
	%	%	%	%
本人の低所得	40.8	39.6	49.1	47.8
親の経済困難	37.3	36.4	34.1	37.8
滞納額の増加	22.0	21.9	22.1	27.8
本人の失業・無職	19.8	20.8	20.3	21.4
本人の借入金の返済	23.8	21.5	19.4	19.5
本人の病気療養	11.7	10.3	8.6	6.7
家族の病気療養	11.9	11.5	7.3	7.3
配偶者の経済困難	6.0	6.3	5.6	5.1
猶予申請中	3.0	2.7	4.5	-
生活保護受給	1.9	2.3	3.4	-
本人の在学・留学	3.3	1.6	1.2	1.4
災害	0.7	0.5	0.0	-
その他	6.9	12.7	6.7	8.7

### ○ 本人の年収が200万円未満の者（延滞者・無延滞者）の推移（平成19～22年度）



■いずれの年度においても「本人の低所得」を理由として挙げる者が最も多い

■本人の所得が年収200万円以下と回答した者は、延滞者・無延滞者とも増加傾向

■今後も返還者の低所得傾向が継続することが想定され、回収が一層困難になることも想定される

### (参考)報告書の記載

◆返還者の所得額に連動して返還期限を猶予する本格的な所得連動返済型の奨学金制度導入について検討が必要

注1:平成19年度から平成22年度は延滞6月以上の返還者の延滞理由の割合である。

注2:複数回答のため合計は100%にならない。

出典:いずれも「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」より

※全体版10頁参照

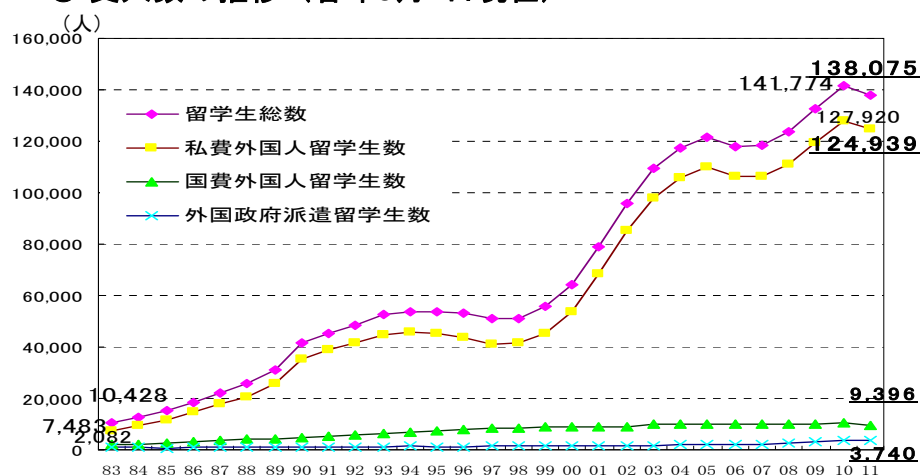
## Ⅲ. 留学生支援事業

# 外国人留学生の受入れ状況

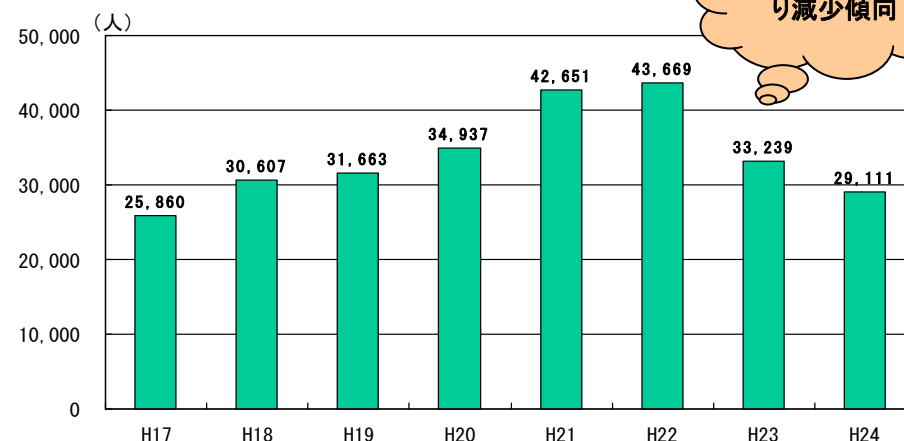
## 外国人留学生受入をとりまく状況

- 「留学生30万人計画」(平成20年7月)、「新成長戦略」(平成21年6月閣議決定)及び日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)においてグローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大が挙げられている
- 東日本大震災等の影響を受け、受入れ数は平成22年度から減少傾向にある

### ○ 受入数の推移 (各年5月1日現在)



### ○ 日本語教育機関の学生数の推移



東日本大震災等の影響により減少傾向

出典:財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関の調査・統計データ(速報値)」より

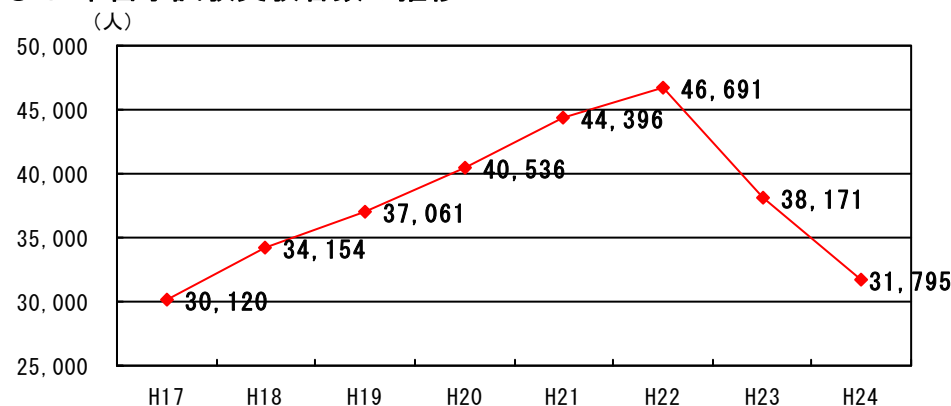
### ○ 出身地域別留学生数

(単位:人)

地域名	留学生数		構成比	
	本年度	前年度	本年度	前年度
アジア	129,163	130,955	93.5%	92.4%
欧州	3,722	4,390	2.7%	3.1%
北米	1,742	2,706	1.3%	1.9%
アフリカ	1,136	1,203	0.8%	0.8%
中近東	1,018	981	0.7%	0.7%
中南米	886	1,035	0.6%	0.7%
オセアニア	408	504	0.3%	0.4%
計	138,075	141,774	100.0%	100.0%



### ○ 日本留学試験受験者数の推移



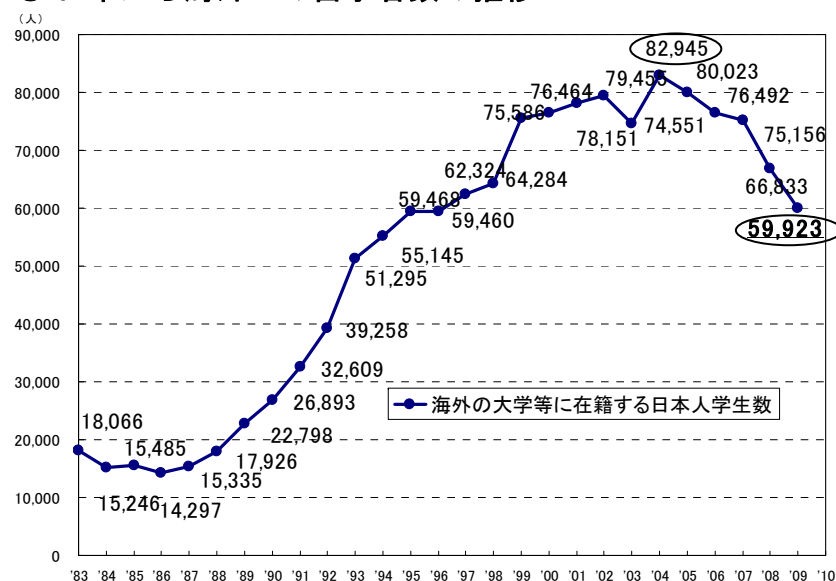
出典:上記いずれも「平成23年度外国人留学生在籍状況調査」より

# 日本人学生の海外留学の状況と機構の事業

## 海外留学をとりまく状況

- 海外留学する日本人学生数は、2004年の8.3万人をピークに2009年は28%減の6.0万人に減少
- 海外留学を見送る理由として、経済力をはじめ家庭の事情、語学力等の問題を挙げる調査結果もある。機構は留学の障壁となっている様々な要因を把握・分析し、それを解消するような取組が求められる

### ○ 日本から海外への留学者数の推移



### ○ 海外留学経験者追跡調査の実施(平成23年度実施)

【調査方法】 インターネット調査

【調査対象者数】 留学経験者(※1)1,506件、未経験者18,266件

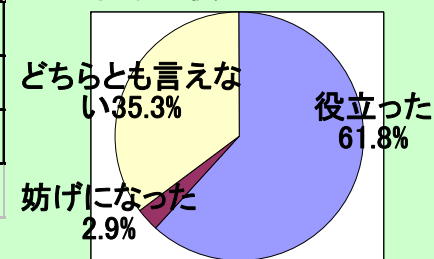
(※1) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の一般個人

#### ◆ 留学を断念した理由(上位3位の状況)

経済的な問題	64.3%
家庭の事情	25.0%
語学力が不足していた	20.9%

※複数回答

#### ◆ 留学が進路決定や就活に役立ったか



### ○ 主な留学先 (2009年現在)

※[ ]は前年からの増減 (単位: 人)

国・地域名	留學生数	国・地域名	留學生数
米国	24,842 [ △ 4,422 ]	ドイツ	2,140 [ △ 94 ]
中国	15,409 [ △ 1,324 ]	カナダ	2,005 [ △ 164 ]
英国	3,871 [ △ 594 ]	フランス	1,847 [ △ 61 ]
オーストラリア	2,701 [ △ 273 ]	ニュージーランド	1,025 [ △ 26 ]
台湾	2,142 [ △ 40 ]	韓国	989 [ △ 73 ]

出典: OECD「Education at a Glance」、IIE(米国)「OPEN DOORS」等

### ○ 日本学生支援機構の第二種奨学金(有利子)の貸与

短期留学(3ヶ月~1年) 18億円 3,427人(H24予算人数)

長期留学 21億円 1,667人(H24予算人数)

(貸与月額) 学部レベル 3,5,8,10,12万円

大学院レベル 5,8,10,13,15万円



# 留学するまでの支援等

## 報告書の記載

- 優れた留学生の受入れを促進するためには、日本留学の魅力についてのアピールを効果的に行うとともに、情報提供や相談サービスを行う窓口機能(相談機能)を強化することが重要
- 機構は国と緊密な連携の下、海外の大学等との学生の双方向交流を促進するための情報提供等の窓口機能を担うことが期待されている

※第2WG報告書7頁参照

## 外国人学生・日本人学生等への情報提供

- 外国人学生のための進学説明会
- 日本留学フェア・日本留学セミナーの実施
- 海外留学フェア・海外留学説明会の実施
- 海外事務所における情報提供(インドネシア、韓国、タイ、マレーシア)

- ・大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業における機構の海外事務所の活用など採択大学との連携
- ・タイ事務所は平成24年3月より日本学術振興会バンコク研究連絡センターとの共用化を開始

### 「留学生30万人計画」を踏まえた取組

- ・日本留学ポータルサイト(「Gateway to Study in Japan」)の公開(平成22年6月～)
- ・「ビジット・ジャパン・キャンペーン」事業(国土交通省)への参加による日本留学プロモーション活動
- ・留学生交流実務担当教職員養成プログラムによる日本留学相談員の養成

### 留学に係る各種出版物・資料作成



## 日本留学試験

### 日本留学試験の実施

・渡日前入学許可の推進

<実施時期> 年2回(6月、11月)

<実施地> 国内:16都道府県  
国外:14カ国・地域、17都市

<試験科目> 日本語、理科(物理・化学・生物から2科目を選択)、  
総合科目、数学

<受験者数> 31,795人(平成24年度実績)

[第1回(6月):16,032人、第2回(11月):15,763人]

※障害等がある受験者への受験上の配慮(特別措置)



## 日本語教育センター(東京・大阪)の運営

- 我が国の高等教育機関への進学を希望する外国人留学生に対し、日本語教育及び基礎教科の教育を実施
- 国費留学生、外国政府派遣留学生を中心に受入れ
- 大学院進学希望者に対するモデル教育、カリキュラム・教材開発、外国人日本語教員に対する教育実習を実施



## 報告書の記載

- 滞在中の環境の充実の課題として、経済的支援、留学生との交流の活性化、宿舍面の支援が挙げられている

※第2WG報告書7頁参照

## 留学生に対する奨学金支給事業

### ■ 私費外国人留学生学習奨励費

- 日本の大学等に在籍する私費外国人留学生を支援
  - ＜給付期間＞1年以内
  - ＜奨学金(月額)＞大学院レベル:65,000円 学部レベル:48,000円
  - ＜給付実績＞13,421人(平成23年度実績)
- 大学等での学習奨励費の活用状況を把握するため、平成22年度から本制度の活用状況等に関する調査を毎年度実施。受給者からは「学習奨励費の受給によって学業に専念できた」という回答が多数あり、大学からは「勉学意欲の向上に繋がる」と回答
- 平成23年度に設置した本事業の成果検証委員会において、「フォローアップの重要性」、「質の高い外国人留学生への重点配分」、「名称変更」等について提言
- 在り方検討会報告書において優秀な留学生確保のため、予約枠の拡充の必要性が提言

### ※私費外国人留学生学習奨励費給付予約制度

以下の対象毎に人数枠を設定している (カッコ内は平成23年度予約実績)

- ・日本留学試験受験者全体における成績優秀者、及び海外実施国の受験科目選択パターン別(8種類)成績最優秀者(1,535人)
- ・日本語学校から推薦を受けた成績優秀者(150人)
- ・渡日前入学許可で大学等に入学する者で、成績優秀者として大学等から推薦を受けた者(1,548人)

## 留学生交流に対する支援

### ■ 留学生交流支援制度(文部科学省補助金事業)

- 短期受入れ:大学間交流協定等に基づき日本へ短期留学する外国人留学生を支援
    - ＜給付期間＞3ヶ月以上1年以内
    - ＜奨学金(月額)＞80,000円
  - 短期派遣:大学間交流協定等に基づき、諸外国へ短期留学する日本人学生を支援
    - ＜給付期間＞3ヶ月以上1年以内
    - ＜奨学金(月額)＞80,000円
  - 長期派遣:諸外国の大学で修士・博士の学位を取得するために留学する日本人学生等を支援
    - ＜給付期間＞修士:2年以内 博士:原則3年
    - ＜奨学金(月額)＞89,000円~148,000円(※)
    - ＜授業料＞実費額 (※)留学先によって異なる
- ※行政事業レビュー[公開プロセス](平成24年6月実施)による指摘を踏まえ、ショートステイ・ショートビジットは平成24年度をもって廃止

## 宿舍支援事業

- 私費外国人留学生学習奨励費を受給する外国人留学生等が入居する民間宿舍を借上げる大学等に対し、支援金を交付
- 国際交流会館等、宿舍の運営  
→ 大学・地方自治体等へ売却の方針



## 報告書の記載

- 国と密接な連携を図りつつ、元留学生の帰国後の動向の把握・集約や、元留学生による同窓会等の活動への支援等、効果的な取組を進めることが必要

※第2WG報告書9頁参照

## フォローアップ・交流事業等

### ■ 外国人留学生へのフォローアップ事業等

#### 【就職支援事業】

外国人留学生のための就活準備セミナーの実施  
「外国人留学生のための就活ガイド」の発行

#### 【フォローアップ事業】

##### ○帰国外国人留学生短期研究制度

帰国後、自国で教育、学術研究又は行政の分野で活躍している元留学生を招へいし、我が国の大学で短期研究を行う機会を提供

##### ○帰国外国人留学生研究指導事業

自国の大学等高等教育機関等で教育、研究活動に従事している元留学生の留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施

##### ○「日本留学ネットワークメールマガジン」の配信

### ■ 留学生交流推進事業

#### ○外国人留学生国際交流事業

我が国の大学が海外の協定校の協力を得て企画する学生間の専門的な分野に関する活発な意見交換や地域との交流親善等を支援

#### ○留学生地域交流事業

地域における外国人留学生と日本人住民等との相互理解促進にかかる事業を支援



## その他の事業

### ■ 外国人留学生等に関する主な調査

#### ○外国人留学生在籍状況調査（毎年実施）

外国人留学生在籍状況を把握し、留学生施策に関する基礎資料を得る

#### ○協定等に基づく日本人学生留学状況調査（毎年実施）

学生交流に関する協定等に基づき、海外の大学等に派遣された日本人学生数等について把握

#### ○私費外国人留学生生活実態調査（隔年実施）

私費外国人留学生の経済実状等を明らかにし、各種の支援事業の改善、充実に活用

### ■ 日本人の海外留学に関する主な調査

#### ○海外高等教育機関調査（原則毎年実施）

留学情報が少なく、十分な情報提供が行われていない国、分野を対象として実施

#### ○海外留学経験者追跡調査（不定期実施）

海外留学経験者の実態、留学の動機とその達成感、留学情報収集の方法、留学後の進路等について調査

### ■ 留学生交流担当教職員のための研修

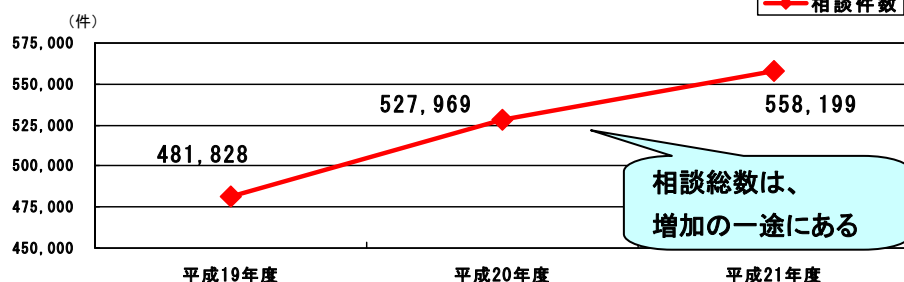
専門的知識の修得及び適切な実務研修の機会提供のため「留学生交流実務担当教職員養成プログラム」を東京及び大阪にて実施

## IV. 学生生活支援事業

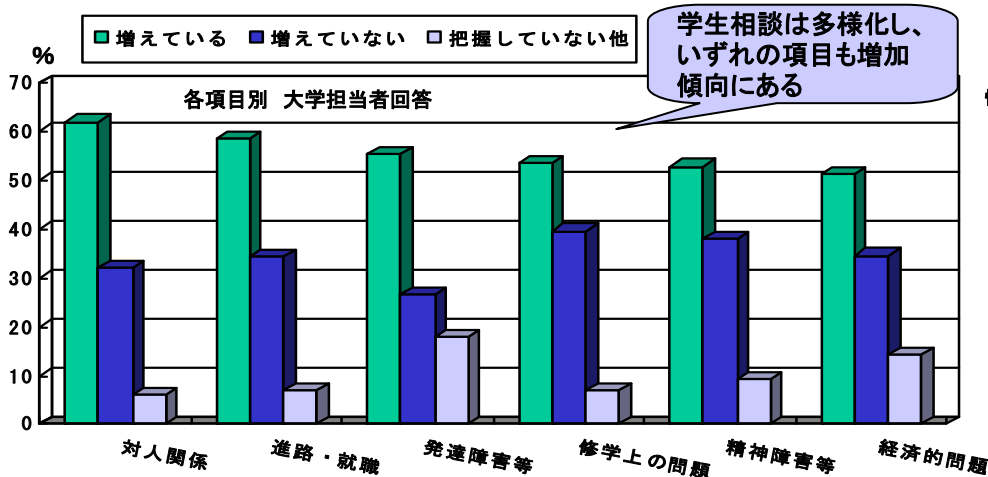
## 学生相談の状況

- 大学進学率の向上や学生の多様化を背景に大学等における学生の相談件数は、年々増加
- 平成22年度学生支援取組状況調査では、学生相談への取組を充実させていくにあたり、学校単独では実施困難だと思われることとして、情報収集や研修に関連する取組が、50%を超える上位にランクされている

### ○大学全体の学生相談総数

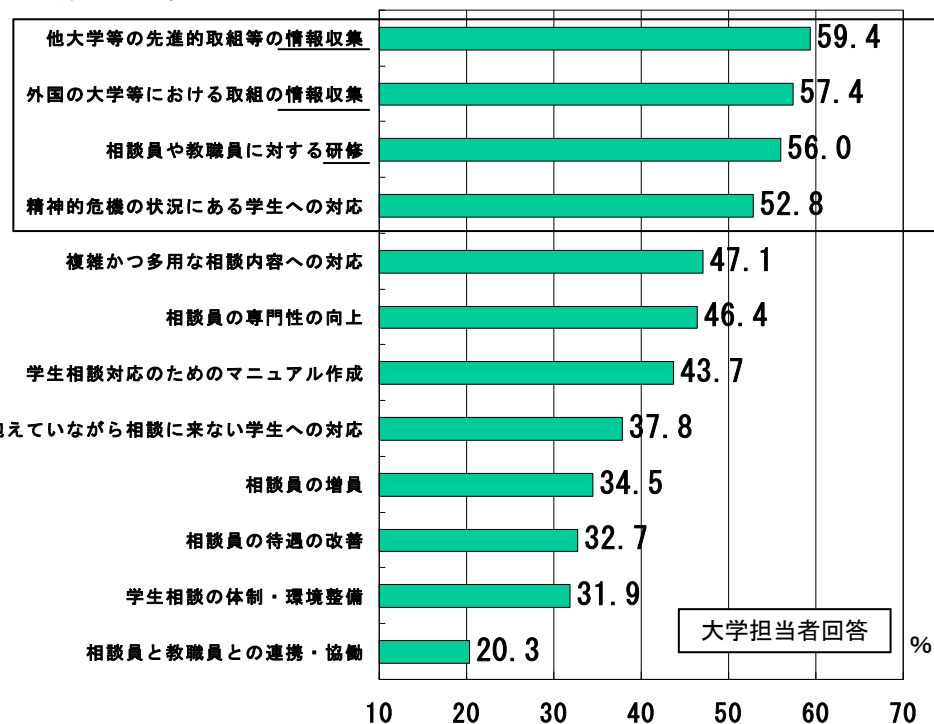


### ○大学全体の学生相談内容で件数が増えていると回答のあった項目



出典：いずれも「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援取組状況に関する調査(平成22年度)」より

### ○学生相談への取組を充実させていくにあたり、学校単独では実施困難と思われること

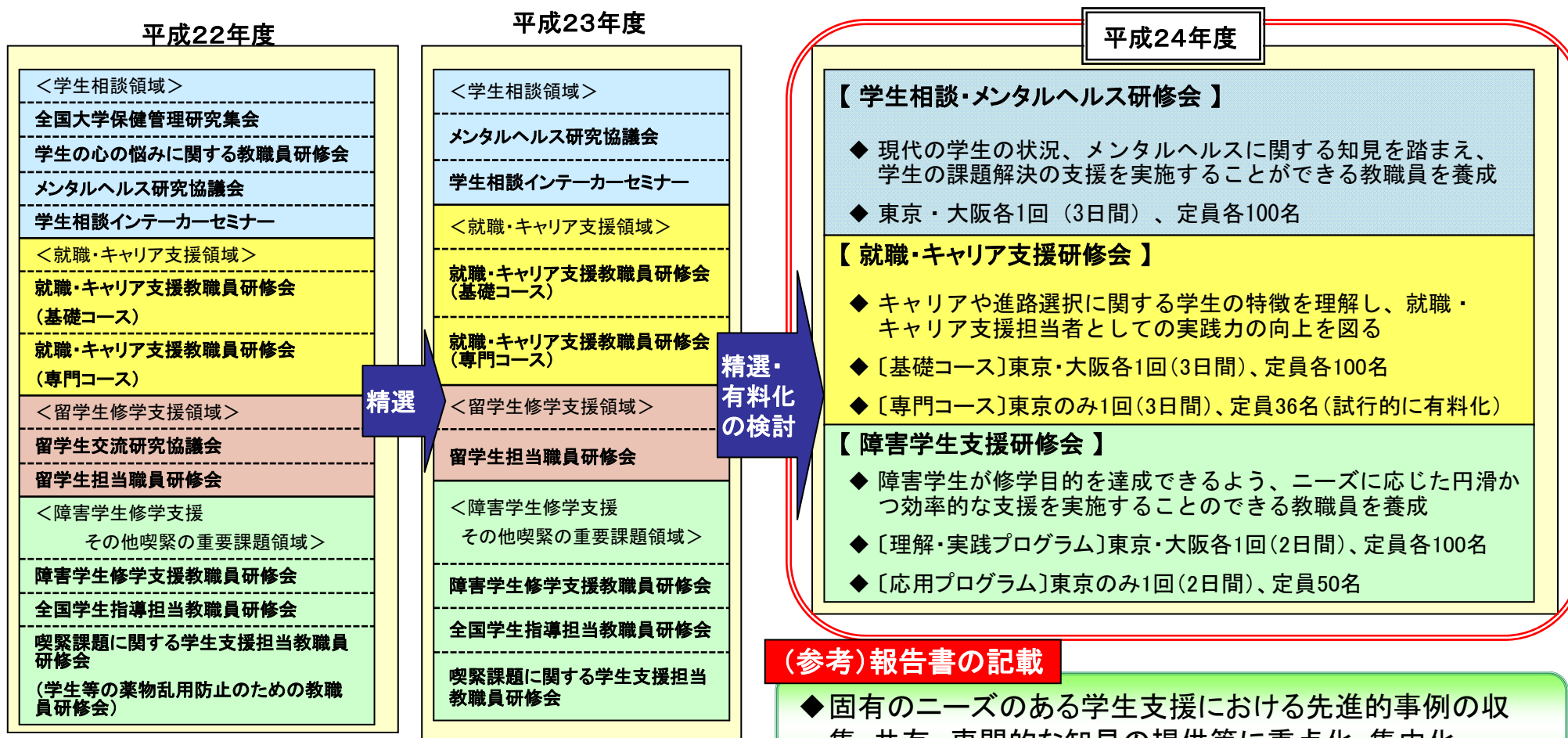


情報収集及び研修について、学校単独では実施困難であり、本機構による大学支援が求められている

# 機構の実施する研修事業

## ポイント

- 近年、学生の求める支援ニーズが増加・多様化するとともに、社会が大学等に求める役割も拡大
- このような状況に対応した学生支援に必要となる知識・スキルを修得させることを目的とする教職員への研修を精選・重点化することにより、学生支援体制の強化・充実を図ることが必要

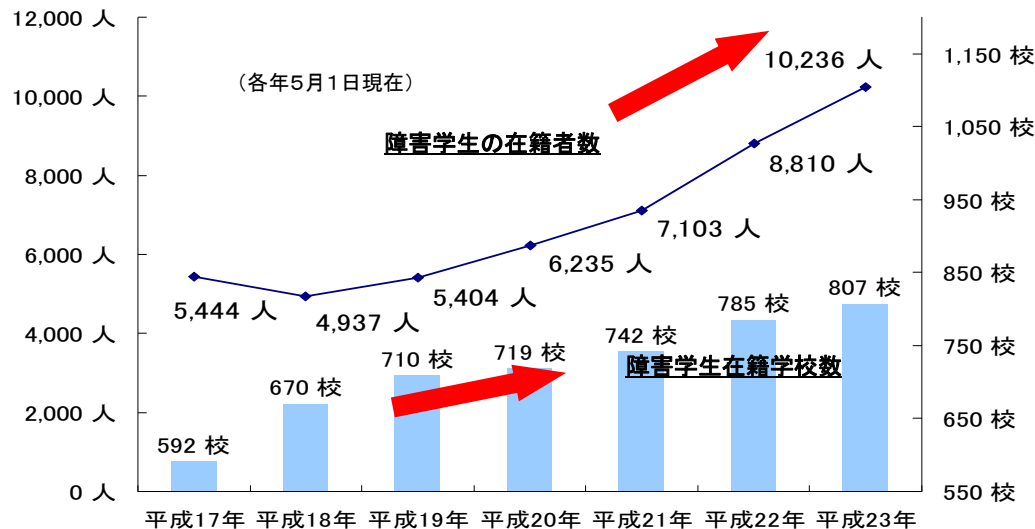


# 障害学生の支援事業 ①

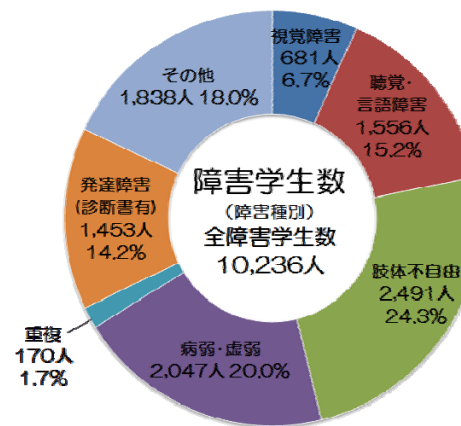
## 障害学生をとりまく現状

- 平成23年度の障害学生数は10,236人(前年度比1,426人増)で全体の0.32%、在籍学校数は807校(前年度比22校増)で全体の66.9%となっている
- 多様な障害特性を持つ学生が急増する中で、大学等における障害学生支援の必要性が高まっている

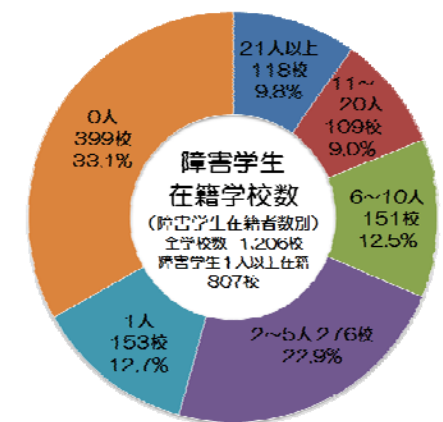
### ○障害学生の在籍学校数及び在籍者数



### ○障害種別の割合



### ○障害学生在籍者数別の割合



出典: いずれも「平成23年度(2011年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果より



学生総数	3,235,575人
障害学生総数	10,236人 (0.32%)

全学校数	1,206校
障害学生在籍学校数	807校 (66.9%)

# 障害学生の支援事業 ②

## ポイント

- JASSOでは、障害学生修学支援ネットワーク事業や各種調査研究・情報提供事業を着実に推進してきたところ
- 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ)において、(1)大学等における合理的配慮の対象範囲の検討、(2)同合理的配慮の考え方、(3)国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき課題が整理された
- また、JASSOについても、障害のある学生が円滑に大学等に修学するため、各大学等に対し様々な支援を行ってきたところであり、引き続きこれらの取組について充実することが重要であるとまとめられた

## 障害学生支援事業：障害学生修学支援ネットワーク

日本学生支援機構(JASSO)が事務局となり、「拠点校」及び「協力機関」によるネットワークを構築し、大学等からの相談対応、理解啓発、研究促進事業を展開し、障害のある学生の修学環境の整備を目指している。

### 「拠点校」(9大学)

- ・札幌学院大学
- ・宮城教育大学
- ・筑波大学
- ・富山大学
- ・日本福祉大学
- ・同志社大学
- ・関西学院大学
- ・広島大学
- ・福岡教育大学

### 「協力機関」(3機関)

- ・筑波技術大学
- ・国立特別支援教育総合研究所
- ・国立障害者リハビリテーションセンター

## 各種調査研究・情報提供

「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

「障害のある学生の就業力の支援に関する調査結果報告書」

「教職員のための障害学生修学支援ガイド」

「障害学生支援についての教職員研修プログラム(DVD & PowerPoint)」

「障害学生修学支援事例集」の発行

⇒ 障害学生支援に必要な現状把握のための実態等の調査結果や支援方法等の情報を提供。

障害学生修学支援事例研究会

(※平成23年度実績 日時：平成23年9月2日会場：国立リハビリテーションセンター 参加者：124名)

⇒ 障害学生修学支援における課題について、専門的な見地からの情報提供、及び個別事例について大学等の情報交換を実施。

## 障がいのある学生の修学支援に関する検討会

- 文部科学省高等教育局長の下に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置(平成24年6月)、同12月報告

## 同検討会報告書(第一次まとめ)(平成24年12月)の概要

国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき課題

(短期的課題)

○各大学における情報公開及び相談窓口の設置

○拠点校及び大学間ネットワークの形成

(中・長期的課題)

- ①大学入試の改善、②高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、
- ③通学上の困難の改善、④教材の確保、⑤通信教育の活用、⑥就職支援等、
- ⑦専門的人材の育成、⑧調査研究、情報提供、研修等の充実、⑨財政支援

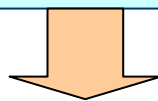
## V. 「機構の在り方に関する有識者検討会」報告書 における記載事項と対応

# 「在り方有識者検討会」の経緯

## 独立行政法人改革に関する分科会及びワーキンググループの設置(平成23年9月15日)

### ■ 独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うことを目的

- 奨学金事業について、金融事業としての側面に着目した抜本的な見直しと効率化を図るべき
- 大学の支援を行う法人全体の組織統合をすべき

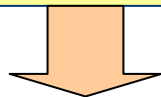


## 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)

JASSOは「成果目標達成法人」のうち、「大学連携型」に分類

(大学との連携の下で、大学の運営等を支援する事務・事業を行っている法人類型)

JASSOは、その機能を整理した上で、統合後の法人への統合、事務・事業の他の主体への一部移管等、その具体的な在り方について平成24年夏までに結論を得る



平成24年4月に、文部科学省高等教育局内に「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」を設置。同年9月に最終報告書を取りまとめ



## 機構の担うべき役割等

- ・学生等の学びを支え、我が国の将来を支える人材育成の支援を目的
- ・学生支援のナショナルセンターとして国全体を通じた課題の把握・分析、先進的な取組の収集・提供等を実施
- ・社会状況等に応じた、事務・事業の不断の見直し、他の主体との連携、機構内のガバナンスの強化



## 組織の在り方

### 【統合後の法人への統合】

- ・「統合後の法人」(\*)の業務体制等の状況を踏まえて判断

(\*)大学入試センター及び大学評価・学位授与機構が統合し、廃止される国立大学財務・経営センターの業務のうち、当面継続されるものが移管される法人

### (留意点)

- 業務の親和性
- 奨学金事業実施にあたり大学等との連携体制を維持
- 延滞債権や債権債務等の管理のガバナンス

### 【事務・事業の他の主体への一部移管】

- ・業務の外部委託等の推進
- ・機構の役割の不断の見直し

## 各事業における機能の整理

### 【奨学金事業】

- ・返還者の実態把握の強化
- ・第三者機関を設置し、ガバナンスを強化

### 【留学生支援事業】

- ・他機関の海外拠点との連携による海外拠点(窓口等)機能の充実
- ・国際交流会館等の廃止・売却困難な会館の有効利用

### 【学生生活支援事業】

- ・障害ある学生の支援など、固有のニーズのある学生の支援に重点化・集中化

## 具体的な記載事項

- 学生の経済的状況や諸外国の施策の動向等の把握に加え、返還者の実態の見極めを強化する必要がある
- 俯瞰的な視点から課題を把握し我が国としての戦略を立てることができるよう機構はナショナルセンターの機能の一環として調査・分析の機能を充実させることが求められている
- 機構は、先進的な事例の収集・共有や、専門的な知見の提供、調査・分析等を行うことにより、各大学等の取組を支援することが求められる
- 各事業の有機的な連携を図ることが求められる。調査・分析についても、各事業の枠を超えて総合的な観点から実施するような工夫が必要である

※全体版12頁～19頁参照

## 記載事項への対応

- 機構内に「調査分析機能充実に係る事務担当者連絡会議」を設置（平成24年11月～ 月1回程度開催）
- 各事業部の調査担当者等を中心に構成
- 平成25年度以降の調査分析機能の充実に係る体制の強化に向け、平成24年度中に論点を整理し、調査内容、体制等について検討を行う
  - 調査分析の進め方
    - 過去に機構が実施した調査や保有するデータ等の洗い出し
    - どのような分析が可能か整理
    - 既存の調査の見直し 等
  - 調査分析の機構内体制
    - 25年度以降の機構内の体制
    - 各事業部(タテ)と新たな調査分析組織(ヨコ)の連携 等
  - 研究者の協力

## 【参考】現在、機構が実施している調査

### 【奨学金事業関連】

- 奨学金の延滞者に関する属性調査
- 奨学事業実態調査 ...等

### 【留学生支援事業関連】

- 外国人留学生在籍状況調査
- 私費外国人留学生生活実態調査 ...等

### 【学生生活支援関連、その他】

- 学生生活調査
- 障害のある学生の修学支援に関する実態調査
- 広聴(JASSOの認知やイメージの収集) ...等

